

緊急時液卵加工流通円滑化対策事業に係る公募要領

第1 総則

緊急時液卵加工流通円滑化対策事業（以下「本事業」という。）に係る公募については、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容等

本事業における取組内容、応募主体の要件、採択要件等は別記に定めるところとする。

第3 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和9年3月31日までとする。

第4 成果目標

成果目標の内容及び成果目標の目標年度は、別記に定めるところによるものとする。

第5 事業の実施手続等

- 1 応募主体は、事業実施計画書を作成するものとする。
- 2 応募主体は、「強い農業づくり総合支援交付金における費用対効果分析の実施について」(令和4年4月1日付け3農産第2896号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知)に準じて費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。
- 3 本事業の実施に当たっては、「緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金に係る補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」（令和7年12月23日付け7畜産第2030号－1農林水産省畜産局長通知）を適用するものとする。

第6 補助対象経費の範囲

- 1 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本事業の実施に直接必要な経費のうち、別記に定める経費とする。
- 2 次の経費は、補助の対象とはならない。
 - (1) 本事業の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

第7 補助率

補助率は、別記に定めるところによるものとする。

第8 申請書類の提出

応募主体は、1の表に掲げる申請書類（以下「申請書類」という。）を提出するものとする。

1 申請書類

申 請 書 類	提出部数
応募申請書（様式1）	1 部
申請書類チェックシート	1 部
事業実施計画書（様式2）	1 部
事業実施計画書添付資料（様式2に記載の添付資料）	1 部

2 提出期間

令和8年8月24日（月曜日）～令和8年9月15日（火曜日）午後5時（必着）

3 問合せ先・提出先

問合せ先・提出先は、別紙のとおりとする。

ただし、問合せについては、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間受け付けるものとする。

4 申請書類の提出に当たっての留意事項

- (1) 申請書類の提出は、原則として郵送、電子メール又は宅配便（バイク便を含む。）によるものとし、やむを得ない場合には、持参も可能とするが、FAXによる提出は受け付けない。
- (2) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、配達記録等、配達されたことが証明できる方法によることとし、申請書類を1つの封筒に入れ、「緊急時液卵加工流通円滑化対策事業申請書類」と表に朱書きをして提出すること。また、余裕を持って投かんするなど、提出期間内に必着すること。
- (3) 申請書類を電子メールにより提出する場合は、メールの件名を「緊急時液卵加工流通円滑化対策事業の申請書類（応募主体名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載すること。なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名の応募主体名を「応募主体名・その○（○は連番）」と記載すること。また、電子メール送信後に問い合わせ先に連絡し、着信している事を必ず確認すること。
- (4) 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効とする。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、この要領を熟読の上、不備等のないように作成すること。
- (5) 申請書類の差替えは、原則として不可とする。
- (6) 事業実施計画書等は、パソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出すること。

第9 申請書類等の審査

1 審査の方法

選定に当たっては、農林水産省地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）の事業担当課において応募の要件（応募主体の要件、採択要件、補助対象経費等をいい、以下「応募要件」という。）に該当すること及び事業実施計画書等の内容を確認した後、畜産局長は、当該事業実施計画書等を外部の有識者等により構成される選定審査委員会（以下「審査

委員会」という。)に諮るものとする。

審査委員会においては、別に定める審査基準等に基づき、応募主体から提出された申請書類の審査を行い、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者(以下「補助金交付候補者」という。)を選定する。

審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とする。

なお、審査の経過は応募主体に通知しないものとし、問合せにも応じないものとする。

また、審査委員には、審査において知ることのできた秘密について、審査委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守を義務付けるものとする。

2 審査の手続

審査は、以下の手続により実施するものとする。

(1) 提出された申請書類は、地方農政局等の事業担当課において応募要件に該当すること及び事業実施計画書等の内容を確認するものとする。

応募要件を満たしていないものについては、審査の対象から除外するものとする。

(2) 審査委員会による審査は、3に定める審査の観点に基づき行うこととし、必要に応じて、応募主体に対するヒアリング、問合せ又は資料の要求を行うことができるものとする。

(3) (2)の結果を踏まえ、補助金交付候補者を選定するものとする。

3 審査の観点

事業実施計画書等の妥当性、申請経費の妥当性、応募主体の適格性及び事業の効果の観点から審査を行うものとする。

なお、過去3か年に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定の取消しがある応募主体については、この旨を審査に反映する。

4 審査結果の通知等

審査委員会による審査の結果(採択又は不採択)については、審査終了後速やかに、畜産局長から、地方農政局長等(事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に対して通知するものとし、通知を受けた地方農政局長等は、応募主体に対して通知するものとする。

なお、補助金の交付は、緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金交付等要綱(令和7年12月16日付け7畜産第1909号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に基づき、必要な手続を行うものとする。

第10 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、地方農政局長等の指示に従い速やかに、要綱及び緊急時液卵加工流通円滑化対策事業実施要領(令和7年12月23日付け7畜産第1910号ー1農林水産省畜産局長通知。以下「要領」という。)に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書(以下「申請書」という。)を提出するものとする。地方農政局等の事業担当課において申請書を審査した後、問題がなければ、地方農政局長等は、交付決定通知の発出を行うものとする。

なお、申請書の内容については、第9の申請書類等の審査の結果を踏まえて修正を

依頼する場合がある。

第 11 不正行為等に対する措置

地方農政局長等は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、必要な措置を講ずるよう指導できるものとする。

第 12 採択後の事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならないものとする。

1 事業の推進

事業実施主体は、要綱及び要領を遵守し、本事業の実施上のマネジメント、本事業の成果の公表等、本事業の推進全般に関する責任を持たなければならないものとする。特に、申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、全て事業実施主体の下で一括して行うものとする。

2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金については、次の点に留意の上、経理管理を行うものとする。

- (1) 本補助金は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）が適用されるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果が上げられるように経費の効率的使用に努めるものとする。また、過剰と見られるような推進活動及び施設、機械の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。
- (3) 補助金の交付を受けた事業実施主体は、補助金に係る経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得及び管理等）を当該事業実施主体の会計部局等において実施するものとする。

なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部局等に補助金の経理管理を実施させることができない場合は、国内に居住する経理能力を有すると認めた者（学生を除く。）に経理管理を行わせ、定期的に公認会計士又は税理士に経理状況の確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとする。

3 フォローアップ

事業実施期間中、地方農政局等の事業担当課によるフォローアップを実施し、所期の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、本事業の実施上必要な指導・助言等を行うとともに、本事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行うものとする。

事業実施主体は、要綱に基づき、年度途中における本事業の遂行状況について報告するものとする。

4 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産の所有権は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者に帰属するものとする。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があるものとする。

- (1) 本事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的運用を図らなければならないものとする。
- (2) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産について、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければならないものとする。

なお、農林水産大臣が承認した当該財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納入させることがあるものとする。

(別記)

緊急時液卵加工流通円滑化対策事業

第1 事業の概要

本事業は、鳥インフルエンザ発生等の緊急時における鶏卵の円滑な供給の確保に向けて、凍結液卵の需要拡大を図るとともに、凍結液卵等保管施設（凍結液卵又は液卵の原料となる鶏卵の保管に係る施設をいい、凍結液卵の保管に係る冷蔵、冷凍又は解凍に必要な施設を含む。以下同じ。）等の整備等を支援するものとし、次に掲げる事業により構成する。

1 液卵流通円滑化推進事業

鶏卵生産者、鶏卵加工事業者等による鶏卵の長期的な安定取引、液卵の原料となる鶏卵又は凍結液卵の保管、凍結液卵の製造及び需要開拓等が記載された計画（以下「コンソーシアム計画」という。）を策定し、実行するための協議会の開催、調査・分析等の取組を支援する。

2 液卵供給力強化施設整備事業

コンソーシアム計画に位置付けられた、鶏卵の円滑な供給を確保するために必要な凍結液卵等保管施設等の整備を支援する。

第2 事業の実施基準等

本事業の実施基準は、次に掲げるものとする。

1 液卵流通円滑化推進事業

- (1) 事業実施計画に従い、第4の3の(1)のイに定める事項を含むコンソーシアム計画を策定すること。
- (2) コンソーシアムの計画期間は、事業開始年度から3年間以上とし、コンソーシアム計画期間中に液卵供給力強化施設整備事業が完了する場合は、当該事業の完了年度の翌年度を起算年として3年間以上を加えた計画期間となるよう設定すること。
- (3) 次の取組は、本事業の補助の対象外とする。
 - ア 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
 - イ 農畜産物の生産費補填（加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償
 - ウ 販売促進のためのPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

2 液卵供給力強化施設整備事業

- (1) 凍結液卵等保管施設の能力及び規模は、取引先の飼養羽数、生産量、出荷計画、労働力の確保状況等を勘案し、コンソーシアムにおいて合意の上、決定を行うものとする。ただし、当該凍結液卵等保管施設の受益農家は原則として5戸以上とする。

あわせて、凍結液卵等保管施設の利用率の向上、凍結液卵の製造量の増大等についても十分な検討を行うものとする。
- (2) 本事業により整備する凍結液卵等保管施設と一体的に活用を図る既存施設

がある場合は、既存施設等を含めて成果目標を達成することとする。

- (3) 凍結液卵等保管施設に附帯する施設、機械・設備（凍結液卵の保管に係る冷蔵、冷凍又は解凍に必要な機械・設備を除く。）のみの整備は、補助の対象外とする。
- (4) 既存施設の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とする。
- (5) 凍結液卵等保管施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費については、補助の対象外とする。
- (6) 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備する凍結液卵等保管施設の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。
- (7) 本事業により整備する凍結液卵等保管施設等は、原則として、新品、新築、新設又は保管能力増強のために必要な設備の増設若しくは改良によるものとし、耐用年数が5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、地域の実情に照らし適当な場合には、古品、古材若しくは間伐材の利用、増築、併設等を行うことができるものとする。なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

3 液卵流通円滑化推進事業及び液卵供給力強化施設整備事業に共通するもの

- (1) 事業実施主体が自己資金又は他の補助により事業を現に実施し、又は既に終了している場合には、補助の対象外とする。
- (2) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業については、補助の対象外とする。
- (3) 事業費の積算等については、「補助事業の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

4 環境負荷低減への取組

- (1) 事業実施主体は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックし、要領第5の1による事業実施計画の提出に併せて、地方農政局長等に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、実績報告の際、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、要綱第19第1項に基づく実績報告書の提出に併せて、地方農政局長等に提出するものとする。地方農政局長等は、当該チェックシートの写しを畜産局長に提出するものとする。なお、当該チェックシートを提出した事業実施主体から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組を行ったかどうか確認を行うこととする。

第3 応募主体の要件

応募主体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 鶏卵生産者、液卵加工事業者を必須の構成員として組織されたコンソーシアムであること。
- (2) コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- (3) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) コンソーシアム規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- (5) 構成員である法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び構成員である個人又は法人等の役員等（法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (6) 液卵供給力強化施設整備事業に取り組む場合には、当該事業により凍結液卵等保管施設の整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち、法人格を有する者であり、整備後の凍結液卵等保管施設の所有者であること。

第4 採択要件

1 成果目標

事業実施主体は、別表1の達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を選択し、事業実施計画書（様式2）に記載するものとする。

2 目標年度

本事業の目標年度は、事業完了年度から3年以内に設定するものとする。

3 採択の基準

事業実施主体は、液卵流通円滑化推進事業又は液卵供給力強化施設整備事業に取り組むものとし、それぞれにつき次に定める要件の全てを満たすものとする。ただし、液卵供給力強化施設整備事業に取り組む場合には、液卵流通円滑化推進事業に併せて取り組むものとする。なお、採択に際しては、別表1に定める配分基準によるほか、別表2に定める施設整備に係る配分基準により加算ができるものとする。

(1) 液卵流通円滑化推進事業

ア 事業の内容が1の成果目標に沿っていること。

イ 事業実施計画に、次の全ての内容が含まれていること。

（ア）液卵の原料となる鶏卵の長期的な安定取引計画

- (イ) 液卵の原料となる鶏卵又は凍結液卵の保管に関する計画
- (ウ) 凍結液卵の製造に関する計画
- (エ) 凍結液卵の需要開拓に関する計画
- (2) 液卵供給力強化施設整備事業
 - ア 事業の内容が 1 の成果目標に沿っていること。
 - イ 整備対象である凍結液卵等保管施設が 1 の成果目標の達成に直結するものであること。
 - ウ 整備対象である凍結液卵等保管施設の能力・規模が当該事業の事業実施主体の規模、過去の業績等からみて適正であること。
 - エ 事業実施計画 1 件当たりの上限要望額は、2 億円とする。

第 5 補助対象経費

補助対象経費及び補助率等は別表 3 に掲げるとおりとする。ただし、液卵供給力強化施設整備事業に係る補助対象経費は、当該事業による整備後の凍結液卵等保管施設を所有する事業者が確定しているものに限る。

別表 1 (成果目標及び配分基準)

類別	達成すべき成果目標基準及びポイント
1	・整備する施設に係る10月31日時点の保管数量（殻付換算重量）を10トン以上増加させること 50トン以上 5ポイント 25トン以上50トン未満 4ポイント 20トン以上25トン未満 3ポイント 15トン以上20トン未満 2ポイント 10トン以上15トン未満 1ポイント
2	・（凍結液卵の製造実績がある場合）凍結液卵の製造数量（殻付換算重量）を3%以上増加させること 15%以上 5ポイント 10%以上15%未満 4ポイント 7.5%以上10%未満 3ポイント 5%以上7.5%未満 2ポイント 3%以上5%未満 1ポイント ・（凍結液卵の製造実績がない場合）液卵の製造数量（殻付換算重量）のうち凍結液卵の製造数量（殻付換算重量）が5%以上であること 15%以上 5ポイント 12.5%以上15%未満 4ポイント 10%以上12.5%未満 3ポイント 7.5%以上10%未満 2ポイント 5%以上7.5%未満 1ポイント
3	・凍結液卵の新規販路が1以上であること（既存の殻付き卵や液卵との置き換えを含む。） 5以上 5ポイント 4 4ポイント 3 3ポイント 2 2ポイント 1 1ポイント
4	・費用対効果が1以上であること 1.8以上 5ポイント 1.6以上1.8未満 4ポイント 1.4以上1.6未満 3ポイント 1.2以上1.4未満 2ポイント 1.0以上1.2未満 1ポイント

5	・コンソーシアムの構成員数が3者以上であること 7者以上 5ポイント 6者 4ポイント 5者 3ポイント 4者 2ポイント 3者 1ポイント
6	・整備を行う凍結液卵等保管施設について受益農家数が5戸以上であること 25戸以上 5ポイント 20戸以上25戸未満 4ポイント 15戸以上20戸未満 3ポイント 10戸以上15戸未満 2ポイント 5戸以上10戸未満 1ポイント
7	・鶏卵の仕入数量のうち、数量・価格を6か月以上の期間で契約して取引を行う割合を50%以上にすること 90%以上 5ポイント 80%以上90%未満 4ポイント 70%以上80%未満 3ポイント 60%以上70%未満 2ポイント 50%以上60%未満 1ポイント
8	・以下の①及び②に該当するもの全てを選択して加算できるものとする ① コンソーシアムの構成員のうち凍結液卵を利用する実需者数が1者以上であること 5者以上 5ポイント 4者 4ポイント 3者 3ポイント 2者 2ポイント 1者 1ポイント ② 凍結液卵を用いた新商品の開発・販売（試作販売を含む。）を行うこと 5ポイント

※1 液卵流通円滑化推進事業及び液卵供給力強化施設整備事業のいずれにも取り組む場合には、類別1から7までは必須とし、それぞれ1ポイント以上の目標を立てることとする。また、類別8から最大2個選択できるものとし、最大で合計9個の成果目標を立てることができるものとする。

※2 液卵流通円滑化推進事業のみに取り組む場合には、類別3及び5は必須とし、それぞれ1ポイント以上の目標を立てることとする。また、類別8から最大2個選択できるものとし、最大で合計4個の成果目標を立てることができるものとする。

別表 2（施設整備に係る配分基準）

施設整備加算ポイント	
・コンソーシアム内の同一の構成員が、凍結液卵等保管施設と併せて、凍結液卵の冷凍機械・設備又は解凍施設、機械・設備を一体として整備すること	・・・・・・・・ 5 ポイント
・保管施設等の整備主体が液卵加工事業者であること	・・・・・・・・ 5 ポイント
・液卵流通円滑化推進事業及び液卵供給力強化施設整備事業のいずれにも取り組むこと	・・・・・・・・ 5 ポイント

※ 別表 1 に定めるポイントに加え、施設整備加算ポイントを加算できるものとする。

別表 3（補助対象経費及び補助率）

事業内容	補助対象経費	補助率
1 液卵流通円滑化推進事業	コンソーシアム計画を策定し、及び実行するための協議会の開催、凍結液卵の需要開拓に要する経費であって、次に掲げる事項のいずれかを満たすもののうち、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、別表 4 の費目ごとに整理するとともに区分経理を行うものとする。 ア 原料となる鶏卵の長期的な安定的取引のため、鶏卵生産者の衛生対策等の向上に資する研修会を開催する場合には、外部講師の旅費及び謝金、会場借料、資料作成費等、コンソーシアムにおける生産技術の強化のために必要となる経費であること。 イ 緊急時における鶏卵の調達や凍結液卵の出荷、流通在庫の円滑な利用を実現するための協議会を開催する場合には、会場借料、資料作成費等、コンソーシアムの合意形成のために必要となる経費であること。 ウ 凍結液卵への置き換えを推進するための需要開拓の取組を実施する場合には、アンケート調査、実需者等との意見交換会の開催、凍結液卵への置き換えに係る調査・分析に要する経費等、コンソーシアムにおいて凍結液卵への置き換えを促進させ、平常時からの凍結液卵の流通量を増加するために必要となる経費であること。 エ 凍結液卵等保管施設の用地確保のための調整会議、環境調査、住民説明会等の実施に必要となる経費であること。 オ 本事業の実施計画を推進するための取組を行う場合には、コンソーシアムを推進するために直接必要とする経費であること。	定額（ただし、この事業のみに取り組む場合には、600 万円を補助上限とする。）
2 液卵供給力強化施設整備事業	コンソーシアム計画に基づき実施する凍結液卵等保管施設の整備に要する次に掲げる経費 ア 凍結液卵等保管施設の整備に要する経費 イ 凍結液卵等保管施設の附帯施設の整備に要する経費 ウ 凍結液卵又は液卵の原料となる鶏卵の保管に必要な機械・設備（凍結液卵の保管に係る冷蔵、冷凍又は解凍に必要な機械・設備を含む。）の整備に要する経費 エ アからウまでの整備に係る設計費及び諸経費	1/2以内

別表 4（補助対象経費）

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に必要な経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・ 短期間（交付事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品 ・ C D－R O M等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	

謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業の目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

(別紙)

問合せ・申請書類提出先一覧

都道府県	問合せ先	提出先
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部 生産支援課 TEL 011-350-7656	〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22 北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課 メールアドレス:rakuchiku_hn@maff.go.jp
青森県・岩手県・ 宮城県・秋田県・ 山形県・福島県	東北農政局生産部畜産課 TEL 022-221-6198	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北農政局生産部畜産課 メールアドレス:tohoku_chikusan_info@maff.go.jp
茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨 県・長野県・静岡 県	関東農政局生産部畜産課 TEL 048-740-5318	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 関東農政局生産部畜産課 メールアドレス:tikusan_kanto@maff.go.jp
新潟県・富山県・ 石川県・福井県	北陸農政局生産部畜産課 TEL 076-232-4317	〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 北陸農政局生産部畜産課 メールアドレス:tikusan_hokuriku@maff.go.jp
岐阜県・愛知県・ 三重県	東海農政局生産部畜産課 TEL 052-223-4625	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 東海農政局生産部畜産課 メールアドレス:tokai_chikusan_info@maff.go.jp
滋賀県・京都府・ 大阪府・兵庫県・ 奈良県・和歌山県	近畿農政局生産部畜産課 TEL 075-414-9022	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通 下長者町下ル丁子風呂町 近畿農政局生産部畜産課 メールアドレス:kinki_chikusan_niku@maff.go.jp
鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	中国四国農政局生産部畜産課 TEL 086-224-9412	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 中国四国農政局生産部畜産課 メールアドレス:tikusan_ka.chushi@maff.go.jp
福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県	九州農政局生産部畜産課 TEL 096-300-6291	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 九州農政局生産部畜産課 メールアドレス:kyusyu_chikusan@maff.go.jp
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部 生産振興課畜産振興室 TEL 098-866-1653	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課畜産振 興室 メールアドレス:okinawa_chikusan.v4f@ogb.cao.go.jp

(様式 1)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地

団体名

代表者氏名

〇〇年度緊急時液卵加工流通円滑化対策事業への応募について

このことについて、緊急時液卵加工流通円滑化対策事業公募要領第 8 に基づき関係書類を添えて事業実施計画書を提出します。

事業(会計)責任者氏名：

電 話：

F A X：

メールアドレス：

応募主体名（ ）

申請書類チェックシート

応募事業名	緊急時液卵加工流通円滑化対策事業
-------	------------------

申請者 チェック欄	申請書類	提出 部数	事務局 チェック欄
☐	応募申請書（様式１）	１部	☐
☐	申請書類チェックシート （本紙）	１部	☐
☐	事業実施計画書（様式２）	１部	☐
☐	事業実施計画書添付資料（様式２に記載の添付資料）	１部	☐

- （注） １． 申請書類について漏れがないかチェックの上、本紙も提出してください。
- ２． 本紙は、応募１件ごとに１枚作成してください。
- ３． 事務局チェック欄には記入しないでください。

緊急時液卵加工流通円滑化対策事業 事業実施計画書

事業実施年度：

都道府県・市町村名：

応募主体名：

第 1 事業実施主体の概要

事業実施主体名 (コンソーシアム名)	事務局		組織構成	役員構成	沿革	その他
	組織名	所在地				
			・ 鶏卵生産者 ・ 液卵加工事業者 ・ その他			

注 1：組織構成は、鶏卵生産者、液卵加工事業者等の組織毎に構成員を全て記載すること。

注 2：沿革は、事業実施主体の母体となった組織があれば、その組織名も記載すること。

※うち、本事業で整備する凍結液卵等保管施設を以下に記載すること。

施設名	所在地	資本金構成・比率（％）	事業内容	代表者の氏名	沿革	その他

第 2 事業の実施方針

注：この欄には、組織構成員が有する課題を具体的に整理するとともに、コンソーシアムの組織及び凍結液卵等保管施設等の整備により、それぞれの課題をどのように解決していくのか、明確にした実施方針を記載すること。併せて施設整備内容を具体的に記載すること。

第3 事業の内容及び計画

1. 液卵流通円滑化推進事業

取組内容	推進体制	実施時期	事業量 (単価、回数、対象者数、場所)	事業費 (円)			備考
					国費	その他	
(1) 協議会の開催							
取組内容①:	(例) 構成員: 〇〇、□□、△ △						
(2) 鶏卵の長期的な安定取引							
取組内容①:							
(3) 液卵の原料となる鶏卵又は凍結液卵の保管							
取組内容①:							
(4) 凍結液卵の製造							
取組内容①:							
(5) 凍結液卵の需要開拓							
取組内容①:							
合 計							

注1: 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「徐税額〇〇円うち国費〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

注2: 取組内容には、要領第7第3項(1)イに基づき、必要な取組について記載する。

注3: 適宜、行を追加して記入すること。

2. 液卵供給力強化施設整備事業

(1) 計画時の保管状況等

施設名称及び住所：

保管面積 (㎡)：

保管能力 (トン・殻付換算)：

鶏卵処理実績 (トン/年)	鶏卵保管数量 (トン/10月31日時点)	液卵製造数量 (トン/年)	凍結液卵 製造数量 (トン/年)				凍結液卵 保管数量 (トン/10月31日時点)					
			計	全卵	卵黄	卵白	計	全卵	卵黄	卵白		
			製品重量					製品重量				
			(殻付換算)					(殻付換算)				

注1：計画時の保管状況等は、整備する施設における直近3年度分の平均について記入すること。

注2：液卵及び凍結液卵の製造数量 (年/トン) は殻付換算重量とし、製品重量に全卵液は1.1、卵黄液は1.0、卵白液は1.2を乗じて算出すること。また、数値の根拠に係る資料を添えること。

注3：保管面積、能力及び10月31日時点数量は、整備する施設等に応じて、凍結液卵保管・冷凍・解凍施設又は液卵の原料となる鶏卵保管施設いずれか又は全てについて記入すること。

(2) 整備する施設による保管目標 (○年度)

施設名称及び住所：

保管面積 (㎡)：

保管能力 (トン・殻付換算)：

鶏卵処理実績 (トン/年)	鶏卵保管数量 (トン/10月31日時点)	液卵製造数量 (トン/年)	凍結液卵 製造数量 (トン/年)				凍結液卵 保管数量 (トン/10月31日時点)					
			計	全卵	卵黄	卵白	計	全卵	卵黄	卵白		
			製品重量					製品重量				
			(殻付換算)					(殻付換算)				

注1：「目標」は、事業実施年度から3年度以内とする。

注2：液卵及び凍結液卵の製造数量 (年/トン) は殻付換算重量とし、製品重量に全卵液は1.1、卵黄液は1.0、卵白液は1.2を乗じて算出すること。また、数値の根拠に係る資料を添えること。

注3：保管面積、能力及び10月31日時点数量は、整備する施設等に応じて、凍結液卵保管・冷凍・解凍施設又は液卵の原料となる鶏卵保管施設いずれか又は全てについて記入すること。

(3) 事業の内容及び経費

事業内容 (整備する施設又は設備の種類、 面積、構造、能力等)	補助対象又は補 助対象外	台数	単価 (円)	事業費 (円)			耐用年数	備考
					国費	その他		
合計								

注1：備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「徐税額〇〇円うち国費〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。なお、国費負担がない施設の整備も含めて記載すること。

注3：その他畜産局長等が必要と認める資料を添付すること。

3. 共通事項
事業完了予定年月日 令和 年 月 日

第4 採択要件

類型	目標年度における成果目標	計画時	目標年度 (○年度)
1	10月31日時点の保管数量（殻付換算重量）を10トン以上増加させること	トン	トン
2	凍結液卵の製造数量（殻付換算重量）を3%以上増加させること（凍結製造実績がない場合は、液卵製造数量のうち凍結液卵の製造数量が5%以上であること）	%	%
3	凍結液卵の新規販路が1以上であること（既存の殻付き卵や液卵との置き換えを含む。）		
4	費用対効果が1以上であること		
5	コンソーシアムの構成員数が3者以上であること	者	者
6	整備を行う施設について受益農家が5戸以上であること	戸	戸
7	鶏卵の仕入数量のうち、数量・価格を6か月以上の期間で契約して取引を行う割合を50%以上にすること	%	%
※①	コンソーシアムの構成員のうち凍結液卵を利用する実需者が1者以上であること	者	者
※②	凍結液卵を用いた新商品の開発・販売（試作販売を含む。）		点

注：各類型の計画時及び目標年度における数値の根拠に係る資料を添えること。

第5 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1. 液卵流通円滑化推進事業

(1) コンソーシアム規約、直近の事業（業務）報告書及び計画書
(2) コンソーシアムの構成員のうち法人格を有し、整備後の凍結液卵等保管施設の所有者となる者の定款、総会資料（直近のもの。財務諸表を添付すること。）
(3) コンソーシアム計画（策定済みの場合）
(4) 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
(5) その他畜産局長等が必要と認める資料

2. 液卵供給力強化施設整備事業

※整備に係るもの

添付書類	注意点
(1) 施設の規模決定に関する資料	既存施設の処理能力及び利用状況、整備予定施設の処理能力及び利用計画並びに整備予定施設の処理能力等の決定根拠が確認できる資料
(2) 概算設計書等	実施計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
(3) 施設の設計図等	整備予定施設の設計図（平面図及び立面図）並びに用地内における建物（施設別）の配置図
(4) 財産処分申請に関する資料	事業実施予定の当初年度を含め過去5年間に補助事業等の財産処分を行った（承認申請中の案件も含む）場合は、当該処分申請に係る資料
(5) 費用対効果分析	「強い農業・担い手づくり総合支援交付金等における費用対効果分析の実施について」に基づき、作成すること。また、引用している数値の根拠を様式中に記載するか、資料を添付すること
(6) 施設の収支計画書等	整備予定の施設の現状から目標年度までの収支が確認できる資料（支出については、施設の維持運営に必要な経費が適切に計上されているか、収入については販売価格又は利用料金が適切に設定されているかが確認できるもの） なお、収支計画については、（5）で作成する年総効果額算出基礎表のうち、経営収支計画をもって代えることができるものとする。
(7) 施設の管理運営規程等	整備する施設が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料

第6 その他

補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）

事業名	実施年度	事業費 （千円）	財産処分 承認月日	当初事業内容及び処分内容

注：補助事業等の財産処分の承認申請中の案件にあっても記入するとともに当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

- ・該当がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当無しと記入すること。
- ・該当する施設がある場合は、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。
- ・認可団体がある場合は、その内容を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
- ・補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合若しくは受ける予定のある場合は、その旨を記入するとともに、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。